

アレルギー除去食(代替食)について

あおやぎ保育園

保育園では区の方針に基づき、アレルギー除去食(代替食)を実施しています。

<園としての対応>

◆ アレルギー除去食(代替食)提供までの手順

- ① 「指示書」または「診断書」を医師から記入してもらう。
- ② 提出された指示書は、園、栄養士、看護師で各1部ずつ保存します。
- ③ 保護者、担任で面談をします。(場合によって、栄養士、看護師が同席します。)

※必ず主治医の指示に基づき実施することにしていきます。発達不良などに陥る危険をさけるため、自己判断による除去食は危険です。

◆ 調理に関する留意点

- ① 得に乳児期にアレルゲンとなりやすい卵や牛乳は、発育期の子どもたちにとって良質なたんぱく源であるので、栄養不足にならないように考慮します。
- ② アレルギー用食材でない場合(一般食材)は、特に原材料を確認し、微量の混合物に気をつけます。

<家庭で行っていただくこと>

- ① 6ヶ月に1回は受診していただき(発育の状況・症状のケアなどについて相談していただく)その都度「指示書」を持参していただきます。
- ② 除去食が解除になったときは、医師による「証明書」を提出していただきます。
また、除去解除の指示がでた場合は、家庭で一度試してもらい、問題のないことを確認してから園でも解除します。

よろしくお願ひします。

担当者様

墨田区あおやぎ保育園園長

日ごろから園児の健康管理についてご指導いただきありがとうございます。
食物アレルギーの園児の給食で制限しなければならない食品がございましたら、下記により○印でご指導をお願いいたします。

ふりがな
園児名

(男 ・ 女) 年 月 日生

病 名

	制限する	制限しない		制限する	制限しない	特記事項
卵			加工品			
牛乳			加工品			
大豆			加工品			
その他	上記以外の食品で制限するもの					

制限する期間 年 月 日～ 年 月 日

医院・病院名

医師名